

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
【告 示】		統計分析課	
○ 平成二十七年県統計調査の実施		環境管理課	
○ 特定施設の設置許可申請		"	
○ "		水産課	
○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定		防災砂防課	
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定		建築指導課	
【公 告】		"	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		"	
○ "		"	
○ "		"	
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		警察本部会計課	
○ "			
○ 落札者等の決定			
			目次
			担当課（室）

平成28年1月15日 岡山県公報 第11752号

岡山県告示第十七号

平成二十七年において、次の県統計調査を実施する。

平成二十八年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

労務管理実態調査

2 目的

県内の民間事業所における仕事と家庭の両立支援等の推進に関する実態を把握し、県の労働行政施策の基礎資料とするとともに、調査結果を活用し、仕事と家庭を両立することができる職場環境づくり及びワーク・ライフ・バランスを推進する。

二 県統計調査の対象の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属する従業者数が三十人以上の県内の民間事業所

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

事業所に関する事項、仕事と家庭の両立に関する事項、育児休業制度等に関する事項、子の看護休暇に関する事項、介護休業制度等に関する事項、介護休暇に関する事項、育児休業・介護休業終了後の職場復帰に関する事項、再雇用制度に関する事項、パートタイム労働者の雇用管理に関する事項、女性の活躍の推進状況に関する事項及び職場における心の健康対策（メンタルヘルスケア）に関する事項

2 その基準となる期日又は期間

平成二十七年十月一日

四 報告を求める者

二のうち二千事業所

五 報告を求めるために用いる方法

平成28年1月15日 岡山県公報 第11752号

郵送調査

六 報告を求める期間

平成二十八年一月十八日から同年二月八日まで

七 実施部課名

産業労働部労働雇用政策課

岡山県告示第十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 ナイカイ塩業株式会社

住 所 倉敷市児島味野一丁目11番地19号

氏 名 取締役社長 野崎 泰彦

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 ナイカイ塩業株式会社

所在地 玉野市胸上2721番地

平成28年1月15日 岡山県公報 第11752号

(3) 特定施設に関する事項

区		分	新		設		新		設		新		設	
種		類	27 - イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 海水ろ過機（ 5 ） - 1 ～ 5		27 - イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 真空脱水機（ 6 ） ～ （ 7 ）		27 - チ 無機化学工業製品製造業の用に供する沈殿施設 海水マグネシア沈殿槽 （ 14 ）		27 - チ 無機化学工業製品製造業の用に供する沈殿施設 海水マグネシア沈殿槽 （ 15 ）					
能		力	7,725m ³ / 日 （ 1 台あたり ）		237m ³ / 日 （ 1 台あたり ）		36,000m ³ / 日		270m ³ / 日					
工 事 着 手 予 定 年 月 日			平成28年 8 月上旬		平成28年 4 月上旬		平成28年 2 月中旬		平成28年 2 月下旬					
工 事 完 成 予 定 年 月 日			平成29年 2 月下旬		平成28年 8 月下旬		平成28年 6 月上旬		平成28年 4 月下旬					
使 用 開 始 予 定 年 月 日			平成29年 6 月中旬		平成29年 6 月中旬		平成29年 6 月中旬		平成29年 6 月中旬					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要			連続24時間		同左		同左		同左					
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区		通 常		最 大		通 常		最 大		通 常		最 大	
	水 量（ m ³ / 日 ）		6,820		7,725		210		237		32,000		36,000	
	p H		6～8		9		6～8		9		9.5～10.5		11	
	C O D（ mg / ℓ ）		5		10		5		10		5		10	
	S S（ mg / ℓ ）		27		71		5		40		5		40	
	油 分（ mg / ℓ ）		0.2		2		同左		同左		同左		同左	
	T - N（ mg / ℓ ）		0.22		1.5									
	T - P（ mg / ℓ ）		0.04		0.5									
	大腸菌群数（ 個 / cm ³ ）		3,000以下		3,000以下									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年1月15日 岡山県公報 第11752号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		中和槽				同左			
種 類		中和槽							
構 造		鋼板製							
主 要 寸 法		26m × 40.5m × 3.05m							
能 力		120,000m³ / 日							
処 理 の 方 法		中和							
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-				平成28年 6 月上旬			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-				平成28年 6 月中旬			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-				平成28年 6 月中旬			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時において、当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値の概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m³ / 日)	66,304	72,685	66,304	72,685	96,594	107,175	96,594	107,175
	p H	10.7	11	7	9	同左			
	C O D (mg / ℓ)	5	10	5	10				
	S S (mg / ℓ)	5	40	5	40				
	油 分 (mg / ℓ)	0.2	2	0.2	2				
	T - N (mg / ℓ)	0.22	1.5	0.22	1.5				
	T - P (mg / ℓ)	0.04	0.5	0.04	0.5				
	大腸菌群数 (個 / cm³)	3,000以下	3,000以下	3,000以下	3,000以下				
	ふっ素 (mg / ℓ)	0.9	3	0.9	3				
	ほう素 (mg / ℓ)	4.8	15	4.8	15				
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg / ℓ)	0.31	1.5	0.31	1.5				

平成28年1月15日 岡山県公報 第11752号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 4				No. 6			
区分	変更前		変更後		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	64,344	70,680	42,746	45,482	66,304	72,685	96,594	107,175
pH	8.0	8.0	同左		7.0	9.0	同左	
COD (mg/ℓ)	5.36	12.47			5	10		
SS (mg/ℓ)	10	40			5	40		
油分 (mg/ℓ)	0.2	2			0.2	2		
T-N (mg/ℓ)	0.31	1.5			0.22	1.5		
T-P (mg/ℓ)	0.09	0.5			0.04	0.5		
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下			3,000以下	3,000以下		
ふっ素 (mg/ℓ)	0.9	3			0.9	3		
ほう素 (mg/ℓ)	4.8	15			4.8	15		
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	0.31	1.5			0.31	1.5		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成28年1月15日から同年2月5日まで
(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

岡山県告示第十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 住友電工焼結合金株式会社

住 所 岡山県高梁市成羽町成羽2901番地

氏 名 代表取締役社長 林 哲也

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 住友電工焼結合金株式会社

所在地 岡山県高梁市成羽町成羽2901番地

平成 2 8 年 1 月 1 5 日 岡山県公報 第 1 1 7 5 2 号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設	新	設
種	類	63 - イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設 (No.57)		63 - イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設 (No.58)	
能	力	4,960 k g / 日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		平成28年 2 月15日		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成28年 3 月15日		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成28年 3 月20日		同左	
使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ / 日)	0	6.56	同左	
	S S (mg / ℓ)	130	260		
	油 分 (mg / ℓ)	837,000	863,000		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

平成 2 8 年 1 月 1 5 日 岡山県公報 第 1 1 7 5 2 号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成28年 1 月15日から同年 2 月 5 日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び高梁市役所

岡山県告示第二十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成二十八年一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 伊里加入区

邑久加入区

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

阿津東地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県岡山市南区大字阿津字和田 二二六〇番 一号及び二号

二二六番・二二六三番合併
三号及び四号

二二七二番 五号

二二七五番 六号

二二〇二番一
地先道路敷
七号

字玉房 二二〇〇番 八号及び九号

字不動脇二〇九九番 十号

二〇九八番 十一号

" " " " "

一八五九番

十二号

字宮山 二二〇四番地先道路敷 十三号

二二〇四番
十四号、十六号

及び十七号

二二〇三番 十五号

（二三）次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字三ノ割二一八・三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区中島一三九・一クレストール昴C一〇二

隈元 恒

隈元真由子

三 許可番号

岡山県指令建指第二一九号

（二四）次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字堤外下九六四・一、九六四・一五、九六六・一、九六七・一、九

六四・一地先道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区西崎一丁目一・五

株式会社T・N・C

代表取締役 人見 真司

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇六号

（二五）次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市溝口字山根前一〇四・一、一〇五・一、一〇六、一〇七・二、一〇九、一一
八・一、一二〇・一、一二一・一、一一八・一地先から一二一・一地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市北溝手二三五

株式会社エンスイ工業

代表取締役 難波 豊

三 許可番号

岡山県指令建指第二一八号

（二六）次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字堤外下九六四・一、九六四・一五、九六六・一、九六七・一、九

六四・一地先道

二 公共施設の種類

道路、下水道、防火水槽

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区西崎一丁目一・五

株式会社T・N・C

代表取締役 人見 真司

五 許可番号

岡山県指令建指第二〇六号

（二七）次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市溝口字山根前一〇四・一、一〇五・一、一〇六、一〇七・二、一〇九、一一八・一、一二〇・一、一二一・一、一一八・一地先から一二一・一地先まで水路

二 公共施設の種類

道路、公園、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市北溝手二三五

株式会社エンスイ工業

代表取締役 難波 豊

五 許可番号

岡山県指令建指第二一八号

平成28年1月15日 岡山県公報 第11752号

（一八）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

加入電話及び携帯電話への通信サービス調達

二 契約期間

平成二十八年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部装備課

岡山市中区小橋町一丁目一番二五号

四 落札者を決定した日

平成二十七年十一月十二日

五 落札者の氏名及び住所

ソフトバンク株式会社

東京都港区東新橋一丁目九番一号

六 落札金額

一九、五三七、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年九月二十五日